

○米沢市旧学校利用施設条例

令和3年3月24日

条例第12号

改正 令和4年12月22日条例第36号

(設置)

第1条 学校再編に伴い学校としての用途を廃止した市立学校の施設を有効に活用し、住民の社会教育活動、スポーツ活動、文化芸術活動その他活動の場を提供することにより、地域社会の活性化を図るため、旧学校利用施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
旧米沢市立上郷小学校浅川分校	米沢市大字浅川900番地の乙
旧米沢市立南原中学校	米沢市大字李山2139番地
旧米沢市立関根小学校	米沢市大字関根13541番地
旧米沢市立関小学校	米沢市大字立石2565番地
旧米沢市立三沢東部小学校	米沢市大字築沢3401番地
旧米沢市立三沢西部小学校	米沢市大字口田沢2361番地の1

(令4条例36・一部改正)

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可に当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は備付けの物件（以下「施設等」という。）を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第5条 第3条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は施設等の管理上特に必要があると認めるときは、当該使用者に係る許可に付した条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可

を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請により使用の許可を受けたとき。
- (2) 第3条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

2 市長は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益又は公用上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により使用することができないとき又は市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別設備の許可)

第10条 使用者が、施設の使用に当たって特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第6条第1項の規定により使用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による許可)

第13条 市長は、施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

3 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合においては、第3条、第4条、第6条及び第10条の

規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の表旧米沢市立関根小学校の項及び旧米沢市立関小学校の項の規定並びに別表旧米沢市立関根小学校の項及び旧米沢市立関小学校の項の規定は、同年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月22日条例第36号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

(令4条例36・一部改正)

区分		使用の単位	使用料
旧米沢市立上郷小学校浅川分校	屋内運動場	5時間につき	560円
	屋外運動場	5時間につき	330円
旧米沢市立南原中学校	屋内運動場	5時間につき	560円
	屋外運動場	5時間につき	560円
旧米沢市立関根小学校	屋内運動場	5時間につき	330円
	屋外運動場	5時間につき	330円
旧米沢市立関小学校	屋内運動場	5時間につき	330円
	屋外運動場	5時間につき	560円
旧米沢市立三沢東部小学校	屋内運動場	5時間につき	560円
	屋外運動場	5時間につき	560円
旧米沢市立三沢西部小学校	屋内運動場	5時間につき	330円
	屋外運動場	5時間につき	330円

備考 使用時間が5時間未満の場合又は5時間に満たない端数がある場合は、これを5時間とする。